

# 登記所備付地図ができるまで

## 登記所備付地図（不動産登記法第14条地図）とは

ご承知のとおり、土地や家を売買したり、あるいは担保に入れたりするときには登記をしますが、登記所（法務局）には、これらの登記をするための登記記録（簿）を備えています。土地の登記記録には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目、地積等が記載されていますが、その土地の実際の位置や区画などは、登記記録によっては分かりません。土地の位置や区画などを、登記記録と一体となって特定するという重要な役割を果たすのが地図です。

不動産登記法第14条では、法務局に、国家基準点を基礎として、各土地の筆界点を測量した精度の高い地図を備え付けることとされていますが、現実には、市町村の実施する国土調査（国土交通省所管）による地籍図を地図として備え付けているものの、十分とは言えず、法務局では、地図混乱地域や都市部において、毎年この不動産登記法第14条に定められた新しい地図の作成作業を実施しています。

### 1. 実態調査（平成24年3月実施済）

☆ 現地調査により地図と現地が符合していない地域の範囲を明確にし、その発生原因を把握するとともに、地図整備のための検討資料とします。

### 2. 基準点測量（平成23年11月～平成24年3月実施済）

☆ 地図作成の骨組みとなる大切な測量で、後続の一筆地測量の基礎となる大切なものです。

☆ 地区内とその周辺に設置されている公共基準点を基に、地区内に3級・4級基準点を設置します。

### 3. 一筆地調査（平成24年6月中旬～8月上旬予定）

☆ 実施区域は、別添実施区域図赤色枠に囲まれた区域です。

☆ 作業の順序

① 県・市の管理する道・水路等の境界について、現地において確認作業（「官民立会」と呼んでいます。）を実施します。

※ これらの境界点は仮のものであって、木杭を打ったり、黄色のペンキで印（しるし）をつけますので、動かしたり、消したりしないでください。

- ② 皆様方の所有する土地と隣地との境界を確認するために、現地での立会（「一筆地立会」と呼んでいます。）をお願いし、おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。

既に実施した県・市の管理する道・水路等と隣接する場合は、ここで境界の確認をすることとなります。

なお、現地での立会日時については、約2週間前頃には立会依頼文書を登記名義人あてに郵送しますので、ご本人が立ち会えない場合には、現地の状況の分かる代理人（ご家族等）に立ち会っていただくことができます。

どうしても都合のつかない場合は、現地事務所まで連絡願います。

- ※ 詳細については、別途送付する一筆地立会通知書に掲載します。

☆ お願い

一筆地調査の際は、境界を確認することとなりますので、現地で確認できるようあらかじめ草刈り・枝打ち等を行っていただきますようお願いいたします。

**4. 一筆地測量**（平成24年8月～10月予定）

- ☆ 2.の基準点測量で設置した基準点から、3.の一筆地調査で確定した境界までの距離や角度を測定します。

**5. 面積計算・地図作成**（平成24年11月～12月予定）

- ☆ 測量が終われば、コンピュータ等で一筆ごとの面積を計算するとともに、土地の位置、形状を縮尺250分の1の地図に図示します。

**6. 縦覧・異議申立**（平成25年1月予定）

- ☆ 地図の原図、地積等調査一覧表を一定期間皆様に見ていただき、もし、間違いがあれば申し出ていただきます。

**7. 登記**（平成25年3月予定）

- ☆ 調査・測量の結果、地目や地積が登記記録と一致しない土地については、登記官が現況に合わせる登記をします。  
こうして皆様の土地は、地図と登記記録により特定され、現況が正確に公示されることとなります。

**【計画機関】 岡山地方法務局**

**【作業機関】 社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会**

# 実施区域図

## 登記所備付地図作成作業

— 岡山市北区七日市他地区 —

